

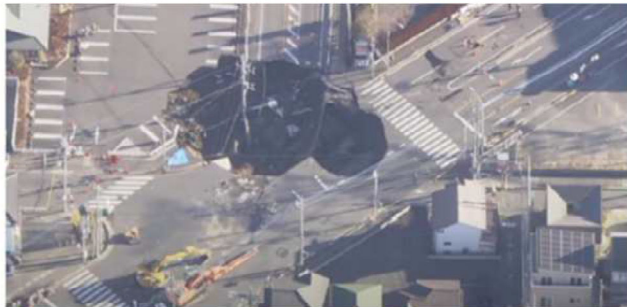


道路占用申請様式一部変更のお知らせ



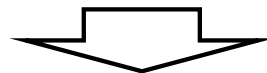
道路法施行規則の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されます。

○背景



下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会(第1回)資料抜粋

令和7年1月28日埼玉県八潮市において、道路占用物件である下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故が発生。



道路管理者への占用物件の安全性についての報告が義務化されます。
占有者の維持管理義務がより明確化され、これに違反した場合、罰則が科されることがあります。

○変更点

1. 占用物件の安全性の確認と報告

■継続申請時及び許可日から5年経過時に安全性確認の報告が必要になります。

① 継続申請時の様式に安全性確認の項目が追加されます。

占用物件 の安全性	☐ 安全性を確認しました。 (※占用物件の安全性に問題がないことを確認した場合は、 チェックボックスにチェックを入れてください。)	【追加項目】
--------------	--	--------

② 安全性確認の報告は、以下の様式で行うことになります。

占用許可物件の安全性について		【報告様式】
占用物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。		
記		
占用物件の名称	占用物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占用物件の安全性を確認	※可能な範囲内において数量等を記載。

2. 連絡体制の提供

事前対策物件（※1）の占用申請に連絡体制の報告が必要になります。

〔※1 工事用囲板、足場など
気象予報などから強風等による災害の発生が予測される場合に、倒壊・落下
に対する事前対策が必要であると認められる物件〕

※適用時期

占用期間が令和8年4月1日以降（令和8年3月31日以前に申請されたものも含む）となる物件に適用します。